

マネジメントシステム認証機関の認定の手順

JAB MS200:2020

第 33 版 : 2020 年 4 月 21 日
第 1 版 : 2007 年 3 月 13 日

公益財団法人日本適合性認定協会

目 次

	ページ
1. 適用範囲.....	3
2. 引用文書.....	3
2.1 一般基準文書	3
2.2 固有認定基準	3
2.3 固有認定手順	6
2.4 認定規則	6
2.5 関連文書 (references)	6
3. 用語及び定義.....	7
3.1 認定範囲	7
3.2 認定周期	7
4. 申請及び認定維持のための条件、義務、及び一般事項.....	8
4.2 認定の申請.....	8
5. 認証機関の義務	8
5.4 認定に必要な情報の提供	8
6. 審査実施における一般事項	8
6.5 初回会議	8
6.11 他の認定機関の認定を受けているマネジメントシステム認証機関の審査	8
9. 認定の維持	8
9.1 認定審査プログラム	8
9.2 サーベイランス審査	11
9.5 再審査.....	11
9.6 立会	12
10. 認定の拡大.....	12
16. 認定の一時停止及び取消し.....	12
付表 1 認定サブスキーム及び認定分野	13
付表 2 認証実績又は組織審査予定に係る初回及び拡大の申請条件	16
付表 3 初回及び拡大審査における組織審査立会数	19
附属書 A－国外認定の手順	22
附属書 B－審査立会にかかわる要請	25
附属書 C－マーケットサーベイランス訪問の手順.....	26
附属書 D－パフォーマンスデータの提供に関する要領.....	28
付帯文書 A	29
付帯文書 B	37

1. 適用範囲

この文書は、公益財団法人日本適合性認定協会が JAB200 に従って行うマネジメントシステム認証機関の認定活動に適用する。4. 以降の箇条番号は、JAB200 の箇条番号と合わせており、箇条番号は必ずしも連続していないことに注意が必要である。

2. 引用文書

2.1 一般基準文書

次に掲げる文書は、マネジメントシステム認証機関に対する認定の一般基準として認定審査及び関連する認定活動に適用する。

JIS Q 17021-1:2015 (ISO/IEC 17021-1:2015)	適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第1部：要求事項
IAF MD1	IAF Mandatory Document for the Audit and Certification of a Management System Operated by a Multi-Site Organization
IAF MD2	IAF Mandatory Document for the Transfer of Accredited Certification of Management Systems
IAF MD3	IAF Mandatory Document for Advanced Surveillance and Recertification Procedures
IAF MD4	IAF Mandatory Document for the use of Information and Communication Technology (ICT) for Auditing/Assessment Purposes
IAF MD5: 2015	Determination of Audit Time of Quality and Environmental Management Systems
IAF MD5:2019	Determination of Audit Time of Quality, Environmental, and Occupational Health & Safety Management Systems
IAF MD11	IAF Mandatory Document for Application of ISO/IEC 17021 for Audits of Integrated Management Systems (IMS)
IAF MD23	Control of Entities Operating on Behalf of Accredited Management Systems Certification Bodies

2.2 固有認定基準

次に掲げる文書は、付表1に掲げるマネジメントシステムごとの機関に対する認定の固有基準として該当機関の認定審査及び関連する認定活動に適用する。

2.2.1 品質マネジメントシステム

JIS Q 17021-3:2018 (ISO/IEC 17021-3:2017) 適合性評価—マネジメントシス

テムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第3部：
品質マネジメントシステムの審査及び認証に関する力量要
求事項

2.2.2 航空宇宙品質マネジメントシステム

JAB MS101 (SJAC9104-1) マネジメントシステム認証機関に対する認定の
補足基準—航空宇宙品質マネジメントシステム—

2.2.3 情報通信品質マネジメントシステム

JAB MS102 マネジメントシステム認証機関に対する認定の補足基準
—情報通信品質マネジメントシステム—

2.2.4 医療機器品質マネジメントシステム

IAF MD9 Application of ISO/IEC 17021-1 in the Field of Medical
Device Quality Management Systems (ISO 13485)

2.2.5 環境マネジメントシステム

JIS Q 17021-2:2018 (ISO/IEC 17021-2:2016) 適合性評価—マネジメントシ
ステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第2
部：環境マネジメントシステムの審査及び認証に関する
力量要求事項

2.2.6 エネルギーマネジメントシステム

JIS Q 50003:2015 (ISO 50003:2014) エネルギーマネジメントシステム—エネ
ルギーマネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に
対する要求事項

2.2.7 情報セキュリティマネジメントシステム

JIS Q 27006:2018 (ISO/IEC 27006:2015) 情報技術—セキュリティ技術—情報セキ
ュリティマネジメントシステムの審査及び認証を行う
機関に対する要求事項

2.2.8 IT サービスマネジメントシステム

ISO/IEC 20000-6:2017 Information technology -- Service management -- Part 6:
Requirements for bodies providing audit and
certification of service management systems

2.2.9 JIS Q 45001 労働安全衛生マネジメントシステム

JIS Q 17021-10:2018 (ISO/IEC TS 17021-10:2018) 適合性評価—マネジメントシ
ステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第
10部：労働安全衛生マネジメントシステムの審査及び

認証に関する力量要求事項

IAF MD22:2018 Application of ISO/IEC 17021-1 for the Certification of Occupational Health and Safety Management Systems (OH&SMS)

IAF MD22:2019 Application of ISO/IEC 17021-1 for the Certification of Occupational Health and Safety Management Systems (OH&SMS)

2.2.10 JIS Q 45100 労働安全衛生マネジメントシステム

19-認シス第 0145 号「JIS Q 45100 認証機関に対する認定要求事項について」による。

2.2.11 食品安全マネジメントシステム

ISO/TS 22003:2013 Food safety management systems -- Requirements for bodies providing audit and certification of food safety management systems

2.2.12 食品安全システム認証 22000

ISO/TS 22003:2013 Food safety management systems -- Requirements for bodies providing audit and certification of food safety management systems

FSSC 22000 Part III Requirements for Certification Process

FSSC 22000 Part IV Requirements for Certification Bodies

2.2.13 食品安全マネジメントシステム JFS-C 認証

JFS-C 認証スキーム文書

2.2.14 道路交通安全マネジメントシステム

ISO/IEC TS 17021-7:2014 Conformity assessment - Requirements for bodies providing audit and certification of management systems - Part 7: Competence requirements for auditing and certification of road traffic safety management systems

2.2.15 NIPPON-Road Traffic Safety (N-RTS)マネジメントシステム

ISO 39001:2012 道路交通安全マネジメントシステムに関する追加要求事項 (N-RTS マネジメントシステム) (2014年8月11日)

備考：独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)発行。以下、N-RTSMS 要求事項という。

2.2.16 アセットマネジメントシステム

ISO/IEC TS 17021-5:2014 Conformity assessment -- Requirements for bodies providing audit and certification of management systems -- Part 5: Competence requirements for auditing and certification of asset management systems

2.2.17 イベントサステナビリティマネジメントシステム

ISO/IEC TS 17021-4:2013 Conformity assessment -- Requirements for bodies providing audit and certification of management systems -- Part 4: Competence requirements for auditing and certification of event sustainability management systems

JAB MS110 マネジメントシステム認証機関に対する認定の補足基準
－イベントサステナビリティマネジメントシステム－

2.3 固有認定手順

次に掲げる文書は、付表 1 に掲げるマネジメントシステムごとの機関に対する認定の固有手順として該当機関の認定審査及び関連する認定活動に適用する。

2.3.1 航空宇宙品質マネジメントシステム

本文書 付帯文書 A マネジメントシステム認証機関の認定の補足手順
－航空宇宙品質マネジメントシステム－

2.3.2 食品安全システム認証 22000 及び JFS-C 認証

本文書 付帯文書 B マネジメントシステム認証機関に対する認定の補足手順
－食品安全システム認証 22000 及び JFS-C 認証－

2.4 認定規則

次に掲げる文書は、認定の規則として認定審査及び関連する認定活動に適用する。

JAB N401 認定に関する料金規定
JAB N410 認定シンボル使用規則

2.5 関連文書 (references)

IAF MD7 IAF Mandatory Document for Harmonization of Sanctions to be applied to Conformity Assessment Bodies

IAF MD12 Accreditation Assessment of Conformity Assessment Bodies with Activities in Multiple Countries

IAF ID3 IAF Informative Document for Management of Extraordinary Events or Circumstances Affecting ABs, CABs and Certified

	Organizations
IAF ID4	Market Surveillance Visits to Certified Organizations
IAF MD10	IAF Mandatory Document for Assessment of Certification Body Management of Competence in Accordance with ISO/IEC 17021:2011
IAF ID1	IAF Informative Document For QMS and EMS Scopes of Accreditation
IAF MD15	IAF Mandatory Document for the Collection of Data to Provide Indicators of Management System Certification Bodies' Performance
IAF MD17	Witnessing Activities for the Accreditation of Management Systems Certification Bodies
JAB NS511	マネジメントシステム認証に関する基本的な考え方－故意に虚偽説明を行っていた事実が判明した認証組織に対する処置－
JAB NS512	マネジメントシステム認証に関する基本的な考え方－認証範囲及びその表記－
JIS Q 19011:2019 (ISO 19011:2018)	マネジメントシステム監査のための指針
IAF/ILAC A5	IAF/ILAC Multi-Lateral Mutual Recognition Arrangements (Arrangements): Application of ISO/IEC 17011:2004

3. 用語及び定義

この文書で用いる主な用語の定義は、2.2 に示す該当の認定基準、JAB200、JIS Q 9000、JIS Q 17000 及び JIS Q 17011 によるほか、次による。

備考：この項における用語の分類及び定義は、認定審査を対象としており、認定審査以外の第三者審査（機関による審査）又は監査（顧客監査、内部監査）で適用されることを要求又は推奨する意図はない。

3.1 認定範囲

マネジメントシステム認証機関の認定範囲（認定サブスキーム及び認定分野）は付表 1 による。

3.2 認定周期

初回認定授与後の有効期限は、4 年後の、初回認定授与の決定日と同じ月日を含む月の末日までとする。

再審査後に認定周期の更新が決定された場合の次の認定周期は、前の認定の有効期限の翌日から始まり、前の認定の認定有効期限の 4 年後の同月末日までとする。

4. 申請及び認定維持のための条件、義務、及び一般事項

4.2 認定の申請

4.2.1 認定の申請条件は、JAB200 4.2.1 のほか、次のとおりである。

なお、イベントサステナビリティマネジメントシステムに対する申請は、b) のみを条件とする。

- a) 内部監査及びマネジメントレビューを含む文書化された機関のマネジメントシステムの全体を 1 回以上運用した実績があること。
- b) 付表 2 に示す該当する申請条件を満たすこと。

5. 認証機関の義務

5.4 認定に必要な情報の提供

機関は、附属書 D に基づき、機関のパフォーマンスに関するデータを本協会に提供しなければならない。

6. 審査実施における一般事項

6.5 初回会議

事務所審査及び事業所審査において、認定審査チームは、機関の本部又は主たる事務所にて初回会議をもつ。

6.11 他の認定機関の認定を受けているマネジメントシステム認証機関の審査

JAB200 6.11 による。

注記：相互承認署名機関でない認定機関で当該認定機関が JIS Q 17011 の要求事項を満足して運営されており、本協会と同等の認定の基準を用いて認定を行っていることが確認できる事例としては、本協会が ANAB、JAS-ANZ、SCC などと締結している MCAA(Multilateral Cooperative Accreditation Arrangement)が挙げられる。

9. 認定の維持

9.1 認定審査プログラム

9.1.1 認定審査プログラムの区分

認定審査プログラムは、機関の認証サービス提供の状況に基づき、次の区分によって作成する。

- a) 通常の場合
- b) 機関が次の条件を満たして安定した認証サービスを提供している場合
 - 1) 直前の連続した 8 年間(又は 2 認定周期)に、認定の一時停止がないこと。ただし、機関の依頼による認定範囲の一時停止で当該機関の認証サービスの安定性に影響が無いことを認定委員会が認めた場合を除く。
 - 2) 直前の連続した 8 年間(又は 2 認定周期)に、認定の縮小がないこと。ただし、機関の依頼による認定範囲の縮小で当該機関の認証サービスの安定性に影響が無いことを認定委員会が認めた場合を除く。
 - 3) 機関が提供するマネジメントシステム認証の信頼性を著しく損なう客観的事実がないこと。例えば、機関の認証に関連するすべての苦情・異議申立て（マスコ

ミ報道を含む)が適切に処理されている、直前の連続した4年間の認定審査で検出されたすべての不適合が成功裏に解決されているなど。

- 4) 直前の認定審査を通して、機関の安定した認証サービスを提供する能力に問題がないと判断され、それを認定委員会に認められること。

9.1.2 認定審査プログラムの区分の変更

9.1.2.1 区分変更の決定

- a) 原則として、9.1.1 1)及び 2)に規定する条件に到達する日が含まれるサーベイランス/再審査期間に実施されるサーベイランス/再審査において、9.1.1 1)から 4)に規定するすべての条件を満足していることを確認し、認定委員会が 9.1.1 a)に示す通常の区分から 9.1.1 b)に示す安定した認証サービスを提供している区分への変更の可否を決定する。
- b) 8.1.1 b)に示す安定した認証サービスを提供している区分が適用されている機関が、9.1.1 1)及び 2)に規定する条件を欠くこととなった場合、直ちに 8.1.1 a)に示す通常の区分に復する。また、9.1.1 3)及び 4)に規定する条件を欠くこととなった場合、認定委員会の決定を経て 9.1.1 a)に示す通常の区分に復する。

9.1.2.2 変更後の区分の適用

- a) 9.1.2.1 a)によって区分変更が決定された場合、原則として、決定後、最初の認定審査プログラム(認定周期)から区分を変更する。ただし、サーベイランス審査に伴って区分変更が決定された場合、本協会は、認定審査プログラムを改定し、決定後、最初のサーベイランス審査又は再審査から変更後の区分を適用することができる。
- b) 8.1.2.1 b)によって区分変更が決定された場合、原則として、決定後、直ちに区分を変更する。

9.1.3 事務所審査及び事業所審査の頻度と工数

9.1.3.1 事務所審査の頻度と工数

認定審査プログラム(認定周期)における定期的な事務所審査の頻度と工数は、次によって該当又は選択した項目に示す頻度及び工数とする。

なお、

a) 通常区分の場合

事務所審査の頻度：認定の授与又は有効期限の月から、原則として6か月、18か月及び30か月後の月に実施するサーベイランス審査、及び認定の有効期限に先立って4年目に行う再審査(訪問回数4回)

事務所審査工数：それぞれの事務所審査ごとに、機関の規模及び活動範囲に応じて本協会が決定した工数

b) 機関が9.1.1の条件を満たして安定した認証サービスを提供している場合

本協会が機関と協議して選択した次に示す頻度及び工数とする。ただし、事務所審査の頻度の変更は、認定審査プログラム(認定周期)の途中で行うことはしない。なお、認定範囲に航空宇宙品質マネジメントシステム認証、医療機器品質マネジメ

ントシステム認証、食品安全マネジメントシステム認証、食品安全マネジメントシステム認証 22000 又は JFS-C 認証が含まれる場合は、2)に示す頻度及び工数とする。

いずれの場合も、再審査における事務所審査の工数は、機関の規模及び活動範囲に応じて本協会が決定した工数とする。

- 1) 事務所審査の頻度：認定の有効期限の月から、原則として 10 か月及び 26 か月後の月に実施するサーベイランス審査、及び認定の有効期限に先立って 4 年目に行う再審査（訪問回数 3 回）

事務所審査工数：それぞれの事務所審査ごとに、機関の規模及び活動範囲に応じて本協会が決定した工数

- 2) 事務所審査の頻度：通常の場合と同じ（訪問回数 4 回）

なお、事務所審査工数については、サーベイランス審査の総工数（サーベイランス回数 2 回の場合の工数）を基準として、3 回のサーベイランスに配分した工数とする。

9.1.3.2 事業所審査の頻度と工数

該当する場合、8.1.3.1 に規定する事務所審査に加えて、認定に関連して機関が運営するすべての事業所の中から、サンプリングした数の事業所を訪問して審査を行う。また、一つ又は複数の主要な活動を行う事業所については、原則として一つの認定審査プログラム（認定周期）の中で、すべての事業所を訪問して審査する。なお、事業所審査の工数は、事業所の規模及び活動範囲に応じて本協会が決定した工数とする。

9.1.4 認証活動への立会いの数

9.1.4.1 組織審査立会の数

認定審査プログラム（認定周期）における組織審査立会は、認定範囲に含まれるすべての組織審査（組織が本協会の認定シンボルを使用しているかは問わない）を対象とし、次によって該当又は選択した項目に示す数とする。

a) 通常の場合

マネジメントシステム認証ごとに、機関の認証活動範囲及び認証組織数を考慮して算出した数

b) 機関が 8.1.1 b) の条件を満たして安定した認証サービスを提供している場合

前 a)（通常の場合）によって算出した認定審査プログラム（認定周期）における立会い総数の約 3/4 を基準として各審査に配分した数

ただし、既認定及び新たに拡大認定されたマネジメントシステム認証が、原則として認定から 4 年を経過するまでは、前 a)（通常の場合）によって算出した認定審査プログラム（認定周期）における立会い総数を基準として各審査に配分した数

9.1.4.2 組織審査以外の認証活動への立会いの数

認定審査プログラム（認定周期）における組織審査以外の認証活動への立成いは、機関の認証活動の状況を考慮して、すべての認証活動の中から、本協会が選定した種類、数の活動に立ち会ふ。

9.2 サーベイランス審査

9.2.1 書類の提出

9.2.1.1 機関は、サーベイランス現地審査前、本協会が別途に通知する時期までに、1.2.1 及び 2.2 に示す該当の認定基準の要求事項をカバーした品質マニュアル、関連するマネジメントシステム文書一式、認定基準の要求事項と品質マニュアルなどとの対照表及び文書体系を示す表を含む最新の文書を本協会が指定した方法で提出する。

9.2.1.2 機関は、9.2.1.1 にて提出した書類に追加の変更がある場合は、該当するサーベイランスの現地審査が適切に実施されるよう、遅滞なく、変更の一覧表及び変更該当文書を本協会に提出しなければならない。

9.2.2 認定審査計画の作成と通知

認定審査チームは、6.4 に準じサーベイランス現地審査の実施時期に関する通知に基づき、各々の現地審査ごとに認定審査計画を作成し当該機関に通知する。これには、機関と合意した事務所審査、事業所審査、組織審査立会を含む機関の職員の業務遂行への立会の日及びスケジュールを含む。

9.2.3 事務所審査及び事業所審査

サーベイランスにおける事務所審査及び事業所審査は、JAB200 9.2.1 による他、9.1.3 に準じて行う。

9.5 再審査

9.5.1 書類の提出

9.5.1.1 機関は、再審査の現地審査前、本協会が別途に通知する時期までに、2.1 及び 2.2 に示す該当の認定基準の要求事項をカバーした品質マニュアル、関連するマネジメントシステム文書一式、認定基準の要求事項と品質マニュアルなどとの対照表及び文書体系を示す表を含む最新の文書を本協会が指定した方法で提出する。

9.5.1.2 機関は、9.5.1.1 にて提出した書類に追加の変更がある場合は、該当する再審査の現地審査が適切に実施されるよう、遅滞なく、変更の一覧表及び変更該当文書を本協会に提出しなければならない。

9.5.2 認定審査計画の作成と通知

認定審査チームは、6.4 に準じ再審査の現地審査の実施時期に関する通知に基づき、各々の現地審査ごとに認定審査計画を作成し当該機関に通知する。これには、機関と合意した事務所審査、事業所審査、組織審査立会を含む機関の職員の業務遂行への立会の日及びスケジュールを含む。

9.5.3 事務所審査及び事業所審査

再審査における事務所審査及び事業所審査は、9.1.3 に準じて行う。

9.6 立会

9.6.1 認証活動への立会い

認定審査チームは、機関が実施する、各マネジメントシステムに係る認証のための決定を行う会議体での審議への立会い及び／又は当該要員への面談を行う。

また、認定審査チームは、公平性に影響する問題について助言する利害関係者への面談及び／又は利害関係者の委員会などでの審議への立会いを行うことがある。

9.6.2 組織審査立会

認定審査チームは、次のとおり機関の審査チームが組織の所在地にて実施する組織審査の活動の全過程及びそれに関連する活動に立ち会う。

- a) 本協会は、組織審査立会を行うに当たって、立会い対象とする組織審査、及び観察する審査チーム又は審査員を決定する。
- b) 本協会は、機関の審査チームの組織審査活動を評価するために必要と判断した人数の認定審査員によって組織審査立会を実施する。
- c) 立会い対象分野及び立会い件数は付表 3 による。
- d) 本協会が組織審査立会を実施するに当たって、機関及び組織に対して要請する事項は附属書 C による。

10. 認定の拡大

10.2.2 技術分野（認定分野）を追加する場合、文書レビュー、事務所審査及び事業所審査及び組織審査立会を実施する。組織審査立会に係る対象の認証審査の種類、分野・カテゴリ及び件数は付表 3 による。機関の職員の業務遂行への立会い及び面談は、申請する認定範囲に係り本協会が必要と判断する場合のみ実施する。

16. 認定の一時停止及び取消し

スキームオーナーが認証機関を承認する制度を持っている場合、認定された認証機関がスキームオーナーによって当該承認の一時停止、取消し又は承認範囲の縮小が決定された場合、本協会は、その決定に応じて認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小の検討を開始する。

附則 第 33 版は、2020 年 4 月 1 日以降に申請を受理又は審査開始の通知を行った認定審査に適用する。

付表 1 認定サブスキーム及び認定分野

認定サブスキーム		認定分野
略称(注1)	認証規格	
品質マネジメントシステム(注2)		IAF ID 1
QMS	JIS Q 9001 (ISO 9001)	
品質マネジメントシステム 航空宇宙品質マネジメントシステム 情報通信品質マネジメントシステム 医療機器品質マネジメントシステム	航空宇宙品質マネジメントシステム(注2)	IAF ID 1
	AS-QMS	JIS Q 9100 (AS/EN9100)
	情報通信品質マネジメントシステム	IAF ID 1
	TL-QMS	TL 9000
	医療機器品質マネジメントシステム	IAF MD8 ANNEX 1
MD-QMS	JIS Q 13485 (ISO 13485)	
環境マネジメントシステム(注2)		IAF ID 1
EMS	JIS Q 14001 (ISO 14001)	
エネルギーマネジメントシステム		JIS Q 50003:2015 表 2
EnMS	JIS Q 50001 (ISO 50001)	
情報セキュリティマネジメントシステム		該当なし
ISMS	JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001)	
IT サービスマネジメントシステム		該当なし
ITSMS	JIS Q 20000-1 (ISO/IEC 20000-1)	
労働安全衛生マネジメントシステム		IAF MD22:2019 Appendix B
JIS Q 45001 労働安全衛生マネジメントシステム		
OHSMS	JIS Q 45001(ISO45001)	
JIS Q 45100 労働安全衛生マネジメントシステム		
J-OHSMS	JIS Q 45100	

マネジメントシステム		分野
略称 (注1)	認証規格	
食品安全マネジメントシステム		ISO/TS 22003
FSMS	ISO 22000	Table A.1
食 品 安 全 シ ス テ ム マ ネ ジ メ ン ト	食品安全システム認証 22000	FSSC 22000
	FSSC 22000	FSSC 22000 Part 1 Table1 (カテゴリ A 及び FSSC 22000- Quality を除く)
	食品安全マネジメントシステム JFS-C 認証	JFS-C 認証スキーム
JFS-C	JFS-C 規格	文書
道路交通安全マネジメントシステム		該当なし
RTSMS	ISO 39001	
シ ス テ ム マ ネ ジ メ ン ト	N-RTS マネジメントシステム	
	N-RTSMS	ISO 39001 及び N-RTSMS 要求事項第 2 章
アセットマネジメントシステム		該当なし
AMS	ISO 55001	
イベントサステナビリティマネジメントシステム		該当なし
ESMS	ISO 20121	
ISO 20121 サブカテゴリー	a. イベント主催者	(活動の例) 博覧会 フェスティバル 見本市・展示会 会議イベント 文化イベント スポーツイベント 販促イベント

	<p>b. イベントの一部をサービスとして提供する事業者</p>	<p>(活動の例) コンサルタント（イベント企画・コミュニケーション&マーケティング） ケータリング(食品・飲料) 輸送・物流 セキュリティ（警備） 会場運営業者 イベントサービス（チケット販売） イベント関連グッズ販売</p>
--	----------------------------------	---

注 1 他の付表に、この略称を使用することがある。

注 2 AS/EN9100 は、IAQG（国際航空宇宙品質グループ）によって JIS Q 9100 と技術的同等性が認められた規格である。

なお、AS/EN9100 の他、これらの規格との技術的同等性が認められた規格がある。

注 3 この付表によらない専門分野を用いて認定を希望する場合、専門分野の詳細が示されなければならない。

付表 2 認証実績又は組織審査予定に係る初回及び拡大の申請条件

1. 初回申請条件

(1) TL-QMS/EnMS 認証

申請条件		TL-QMS	EnMS
1	1件以上の認証実績	要(*1)	要
2	申請分野数の2/3以上の組織審査予定	要(*2)	要
3	立会い必須分野ごとの組織審査予定	—	—
4	申請分野ごとに1件以上の認証実績又は組織審査予定	要	要

(2) MD-QMS/AMS 認証

申請条件	
1	1件以上の認証実績(*1)
2	2件以上の組織審査予定
3	立会い必須分野/アセットごとの組織審査予定
4	(MD-QMSの場合)申請分野ごとに1件以上の認証実績又は組織審査予定

(3) ISMS / ITSMS / RTSMS / N-RTSMS 認証(*4)

申請条件	
1	1件以上の認証実績
2	2件以上の組織審査予定

(4) FSMS 認証

申請条件	
1	1件以上の認証実績
2	2件以上の組織審査予定
3	上記2の中、1件以上の第一段階を含む審査予定
4	カテゴリごとに1件以上の組織審査予定又は認証実績
5	申請カテゴリを以下のクラスタに分類し、該当するすべてのクラスタでそれぞれ1件以上の組織審査予定 クラスタ1(農業・畜産・水産) : A、B クラスタ2(食品及び飼料の加工) : C、D クラスタ3(ケータリング) : E クラスタ4(小売、輸送及び保管) : F、G クラスタ5(付帯サービス) : H、I、J クラスタ6((生化学)化学製品) : K
6	カテゴリCの場合、サブカテゴリCI、CII及びCIIIのいずれかで1件以上、並びにCIVで1件以上の組織審査予定

(5) QMS/EMS/OHSMS/J-OHSMS 認証

RFS01「初回認定申請書(マネジメントシステム認証機関用)」による。

(6) ESMS 認証

申請条件	
1	1件以上の組織審査予定

2. MS 認証の種類を拡大する場合の申請条件(*3)

(1) TL-QMS/EnMS 認証

申請条件		TL-QMS	EnMS
1	1件以上の認証実績	不要(*1)	要
2	申請分野数の2/3以上の組織審査予定	要(*2)	要
3	立会い必須分野ごとの組織審査予定	—	—
4	申請分野ごとに1件以上の認証実績又は組織審査予定	要	要

(2) MD-QMS/AMS 認証

申請条件	
1	1件以上の認証実績(*1)
2	1件以上の組織審査予定

3	立会い必須分野/アセットごとの組織審査予定
4	(MD-QMS の場合) 申請分野ごとに 1 件以上の認証実績又は組織審査予定

(3) ISMS/ ITSMS / RTSMS/ N-RTSMS 認証(*4)

申請条件	
1	1 件以上の認証実績
2	1 件以上の組織審査予定

(4) FSMS 認証

申請条件	
1	1 件以上の認証実績
2	1 件以上の組織審査予定
3	上記 2 の中、1 件以上の第一段階を含む審査予定
4	カテゴリごとに 1 件以上の組織審査予定又は認証実績
5	申請カテゴリを以下のクラスタに分類し、該当するすべてのクラスタでそれぞれ 1 件以上の組織審査予定 クラスタ 1 (農業・畜産・水産) : A、B クラスタ 2 (食品及び飼料の加工) : C、D クラスタ 3 (ケータリング) : E クラスタ 4 (小売、輸送及び保管) : F、G クラスタ 5 (付帯サービス) : H、I、J クラスタ 6 ((生化学) 化学製品) : K
6	カテゴリ C の場合、サブカテゴリ CI、CII 及び CIII のいずれかで 1 件以上、並びに CIV で 1 件以上の組織審査予定

(5) QMS/AS-QMS/EMS/OHSMS/J-OHSMS 認証

RFS03「拡大認定申請書 (マネジメントシステム認証機関用)」による。

(6) ESMS 認証

申請条件	
1	1 件以上の組織審査予定

3. 既認定の MS 認証の分野・カテゴリを拡大する場合の申請条件

(1) TL-QMS/ EnMS 認証

申請条件		TL-QMS	EnMS
1	申請分野数の 1/4 以上の組織審査予定	要(*2)	要
2	申請分野ごとに 1 件以上の認証実績又は組織審査予定	要	要

(2) MD-QMS

申請条件	
1	1 件以上の組織審査予定
2	申請分野ごとに 1 件以上の認証実績又は組織審査予定
3	立会い必須分野ごとの組織審査予定

(3) FSMS 認証

申請条件	
1	1 件以上の組織審査予定
2	カテゴリごとに 1 件以上の組織審査予定又は認証実績
3	審査予定のあるカテゴリが申請カテゴリの 1/4 以上、かつ 1. の(4)の 4 のクラスタにそれぞれ 1 件以上の審査予定

(4) QMS/AS-QMS/EMS/OHSMS/J-OHSMS 認証

RFS03「拡大認定申請書 (マネジメントシステム認証機関用)」による。

*1 : QMS と同時に申請し、かつ QMS 認証実績を満足する場合、又は QMS 認定を受けている場合、TL-QMS 及び MD-QMS の認証実績は不要。

*2 : QMS と AS/TL-QMS を同時に申請し、申請する分野が同一、又は既認定分野と同一の場合は、当該分野全体の組織審査予定数は、本協会が判断するその共通性の程

度によって通常から減ずる。

- *3 : MS 認証機関として、4 年以上の認定実績をもつ機関、又はそれと同等の実績をもつと認められる機関が、MS 認証の種類拡大を申請する場合、認証実績は不要とする。
- *4 : RTSMS と N-RTSMS を同時に申請する場合、N-RTSMS の認証実績、組織審査予定をもって、RTSMS の認証実績、組織審査予定にかえることができる。

備考 1 : 認証実績とは、認証文書を希望する認証対象組織の認証実績であって、認定基準に適合する契約内容の確認を含む一連の認証プロセスが終了しているか、又は適合するために必要な再レビューと処置の実施が終了しており、その適切性が実証できる認証実績をいう。

2 : 組織審査予定とは、原則として、認定審査の終了までに次の要件を満たしたものをいう。本協会が指定する期間に行われる、当該機関が認定を申請する範囲に含まれるすべての組織審査（組織が本協会の認定シンボル付き認証文書を希望しているかは問わない）が対象となる。これらの予定は、原則として、審査対象組織との正式な書面による合意に基づくものとする。

- a) 初回の組織審査の場合、認定基準に適合する当該組織との契約内容の確認が終了している。
- b) 再認証のための組織審査の場合、当該再認証審査の前までに認定基準に適合する契約内容の確認が終了するか、又は適合するために必要な再レビューと処置の実施が終了している。

3 : 立会いの対象は、原則として、組織審査の初回又は再認証とする。ただし、組織審査の拡大又はサーベイランスについても、審査内容及び認証実績を考慮して認めることがある。

付表 3 初回及び拡大審査における組織審査立会数

1. 初回審査における立会い数

(1) TL-QMS/EnMS

立 会 い 数		TL-QMS	EnMS
1	立会う分野及び件数は、申請分野数の 1/3 以上	該当(*1)	該当
2	上記 1 の中、立会い必須分野の立会い	—	—

(2) MD-QMS

立 会 い 数	
1	立会い件数は、1 件以上
2	上記 1 の中、立会い必須分野への立会い(*2)

(3) ISMS/ ITSMS / RTSMS/ N-RTSMS(*4)

立 会 い 数	
1	立会い件数は、2 件以上

(4) FSMS

立 会 い 数	
1	立会い件数は、2 件以上(*5)
2	上記 1 の中、1 件以上の第一段階を含む審査への立会い
3	申請カテゴリを以下のクラスタに分類し、該当するすべてのクラスタで立会い件数はそれぞれ 1 件以上 クラスタ 1 (農業・畜産・水産) : A、B クラスタ 2 (食品及び飼料の加工) : C、D クラスタ 3 (ケータリング) : E クラスタ 4 (小売、輸送及び保管) : F、G クラスタ 5 (付帯サービス) : H、I、J クラスタ 6 ((生化学) 化学製品) : K
4	カテゴリ C の場合、サブカテゴリ CI、CII 及び CIII のいずれかで立会い件数は 1 件以上、並びに C IV で立会い件数は 1 件以上

(5) AMS

立 会 い 数	
1	立会い件数は、2 件以上
2	上記 1 の中、立会い必須アセットへの立会い

(6) QMS/EMS/OHSMS/J-OHSMS

RFS01「初回認定申請書 (マネジメントシステム認証機関用)」による

(7) ESMS

立 会 い 数	
1	立会い件数は、1 件以上

2. MS の種類を拡大する場合の立会い数

(1) TL-QMS/EnMS

立 会 い 数		TL-QMS	EnMS
1	立会う分野及び件数は、申請分野数の 1/3 以上	該当(*1)	該当
2	上記 1 の中、立会い必須分野の立会い	—	—

(2) MD-QMS/AMS

1.(2)に同じ

※AMS の場合は分野をアセット分野に読み替える

(3) ISMS/ ITSMS / RTSMS/ N-RTSMS(*4)

立 会 い 数	
---------	--

1	立会い件数は、1件以上
---	-------------

(4) FSMS

立 会 い 数	
1	立会い件数は、1件以上
2	上記1の中、1件以上の第一段階を含む審査への立会い
3	申請カテゴリを以下のクラスタに分類し、該当するすべてのクラスタで立会い件数はそれぞれ1件以上 クラスタ1（農業・畜産・水産）：A、B クラスタ2（食品及び飼料の加工）：C、D クラスタ3（ケータリング）：E クラスタ4（小売、輸送及び保管）：F、G クラスタ5（付帯サービス）：H、I、J クラスタ6（（生化学）化学製品）：K
4	カテゴリCの場合、サブカテゴリCI、CII及びCIIIのいずれかで立会い件数は1件以上、並びにCIVで立会い件数は1件以上

(5) QMS/AS-QMS/EMS/OHSMS/J-OHSMS

RFS03「拡大認定申請書（マネジメントシステム認証機関用）」による

(6) ESMS

立 会 い 数	
1	立会い件数は、1件以上

3. 既認定のMSに係る分野・カテゴリを拡大する場合の立会い数

(1) TL-QMS/ EnMS

立 会 い 数		TL-QMS	EnMS
1	立会う分野及び件数は、申請分野数の1/4以上	該当(*1)	該当

(2) MD-QMS

立 会 い 数	
1	立会い件数は、1件以上
2	上記1の中、立会い必須分野への立会い(*2)

(3) FSMS

立 会 い 数	
1	立会い件数は、1件以上
2	上記1. (5)の2のクラスタで、それぞれ1件以上(*3)

(4) QMS/AS-QMS/EMS/OHSMS/J-OHSMS

RFS03「拡大認定申請書（マネジメントシステム認証機関用）」による

4. 立会い必須分野及び優先カテゴリ

(1) MD-QMSに係る立会い必須分野

認証の種類	立 会 い 必 須 分 野
JIS Q 13485 MD-QMS	1. 非能動医療機器の中の「1-b 非能動埋込み医療機器」 3. 能動埋込み医療機器 5. 医療機器用の滅菌法

(2) AMSに係る立会い必須アセット分野

認証の種類	立 会 い 必 須 ア セ ッ ト 分 野
ISO 55001 AMS	重工業 鉱業・採石業 原子力産業 航空輸送 ユーティリティ

*1：QMS若しくはAS-QMSとTL-QMS又はFSMSとFSSC 22000を同時に申請し、

申請する分野が同一、又は既認定分野と同一の場合は、当該分野全体の組織審査立会数は、本協会が判断するその共通性の程度によって通常から減ずる。

- *2:「1 非能動医療機器(1-b 非能動埋込み医療機器を含む)」と「3 能動埋込み医療機器」を同時に申請する場合、「1-b 非能動埋込み医療機器」の組織審査立会を行わないことがある。
- *3: 1. (5)の2のクラスタに属する他のカテゴリに対し既に認定を受けている場合、当該クラスタでの組織審査立会を行わないことがある。
- *4: RTSMS と N-RTSMS を同時に申請する場合、N-RTSMS の組織審査立会をもって RTSMS の組織審査立会とみなすことがある。
- *5: FSMS と FSSC 22000 を同時に申請する場合、FSSC 22000 の組織審査立会をもって、FSMS の組織審査立会とみなすことができる。

附属書 A－国外認定の手順

この附属書は、本協会が、日本国以外の国又は経済圏（以下、外国という。）で認証活動を行っている機関を認定する手順を規定したものであり、JAB MS200本文を補足するものである。この附属書に規定のない事項は、JAB MS200本文に従う。

A 1．外国で認証活動を行っている機関の認定申請

A1.1 申請条件

外国で認証活動を行っている機関の認定申請は、JAB MS200 の 4.2.1 に規定する申請条件に加えて次の事項を申請条件とする。

A1.1.1 事業所の特定

機関は、その構成（事業所、人員など）又は機関との関係（契約者、フランチャイズ専有権保持者等）に関わらず、外国で主要な活動を行う事業所（以下、クリティカルロケーションという。）及びその他の事業所を特定する。

A1.1.2 認証活動の管理

機関は、外国にある事業所又は遠隔地要員が行うすべての活動を管理するための取り決めをもち、当該活動を管理しなければならない。

A1.1.3 申請時に必要な機関の情報

機関は、申請書類に加えて次の情報を本協会に書面にて提供しなければならない。

- a) 本協会の認定シンボル付き認証文書を、機関の事業所又はそれ以外の事業所から直接発行しようとしている外国；及び
- b) 親組織である機関との関係にかかわらず、地元の事業所を拠点にして機関が本協会の認定に係る認証活動を行おうとしている外国
- c) 認証活動を行う遠隔地要員を有している外国
- d) A1.1.1 に基づき、特定した事業所
- e) A1.1.2 に基づく文書化された手順

A1.2 認定申請書類提供時の面談

本協会は、機関が属する外国に、機関が認定を希望する認定範囲をカバーする IAF MLA 加盟認定機関（以下、IAF MLA 認定機関という。）がある場合には、次の情報の提供又は提案を行う：

- a) 機関が、地元の IAF MLA 認定機関を知っているか、及び地元の認定機関に認定されているかを確認する；
- b) 地元の IAF MLA 認定機関が認定を行う方が経済的に有利である可能性のあることを提案する；及び
- c) IAF MLA を通して実証された地元の認定機関の認定の同等性を説明する。

A 2．機関における重要な変更の通知

外国で認証活動を行っている機関は、A1.1.3 に規定する情報に変更がある場合には、JAB200 の 5.7 に準じて、当該変更を遅滞なく本協会に通知しなければならない。

A 3．認定審査

本協会は、認定を申請する、又は認定された機関の外国における認証活動の認定審査は、JAB MS200 の各項の外、A3.1 から A3.5 の規定に基づいて行う。

A3.1 初回審査

初回審査においては、すべてのクリティカルロケーションを認定審査の対象とし、サンプリングは行わない。

なお、必要に応じ、クリティカルロケーションにあたらぬその他の事業所をサンプリングで審査する。

A3.2 サーベイランス及び再審査

すべてのクリティカルロケーションは認定周期で少なくとも一回、審査する。その他の事業所は、代表数を一定の時間枠で審査する。

A3.3 新規の事業所の承認

機関が、認定範囲に含まれる事業所の拡大を希望する場合、A3.1 に準じて審査を行う。クリティカルロケーションの場合、認定の要求事項を満たすように設立されていることを本協会が承認した後に、当該クリティカルロケーションから直接又はクリティカルロケーションの管理下で実施された認証活動の結果に基づき、認定された認証文書を発行することができる。

A3.4 クリティカルロケーションの審査

本協会は、A3.3 に規定する承認の可否に資するため、当該クリティカルロケーションが、認定要求事項を満たしていることを、A 4 に従い審査する。

A3.5 事業所の活動に係る経営管理の審査

本協会は、クリティカルロケーションの直接的な審査に加えて、機関の本部又は主たる事務所において、当該本部が、当該外国の事業所の活動について行う経営管理の有効性を審査する。

A 4．外国の IAF MLA 認定機関との認定審査に係る協力

本協会は、外国のクリティカルロケーションの認定審査に係り現地の IAF MLA 認定機関との協力を行う。

A4.1 該当機関、又はそのクリティカルロケーションが、地元の IAF MLA 認定機関の認定を受けていないか、又はその認定審査中である場合は、本協会は、地元の IAF MLA 認定機関と次のような協力を行う。

- a) 地元の IAF MLA 認定機関との正式な下請負契約による認定業務の一部委託

- b) 地元の IAF MLA 認定機関の審査要員が、本協会の認定審査にチームメンバーとして参加するよう要請

A4.2 チームメンバーとして、地元の IAF MLA 認定機関の審査要員を使用する場合は、JAB200 の 6.1 の規定に従う。

A 5 . IAF MLA 認定機関間のコミュニケーション及び協定

本協会は、国外認定を効果的に実施するために外国の IAF MLA 加盟認定機関との頻繁かつ良好なコミュニケーションを図るとともに必要な協定を締結するように努める。

附属書 B－審査立会にかかわる要請

この附属書は、本協会が認証機関（以下、CB という。）の審査立会を実施することにかかわり、認定を申請する又は認定された CB に対する要請事項を規定したものであり、JAB 200 本文を補足するものである。この附属書に規定のない事項は、JAB 200 本文に従う。

- B 1. CB は、本協会が審査立会の受け入れを要請する場合には、それに同意するよう、予め組織に要求し、取り決め、また、B2 以下の内容を組織に事前に通知する。
- B 2. CB は、本協会が正当と認める理由がある場合を除き、審査立会の受け入れを拒絶する組織に認定された認証文書又は声明書を発行しない。
- B 3. 組織が、本協会の審査立会を回避するために審査を依頼する CB を変更又は他の CB に認証又は妥当性確認・検証を移転しようとした場合、CB は、当該組織名称を本協会に通知する。本協会は、当該組織名称を、本協会に認定された CB 及び IAF メンバー認定機関に必要な範囲で通知する場合がある。本協会に認定された CB は、当該通知を受けた場合、当該組織に認定された認証文書又は声明書を発行してはならない。

附属書 C—マーケットサーベイランス訪問の手順

C 1. 適用範囲

この附属書は、本協会が認証された組織(以下、組織という。)に対しマーケットサーベイランス訪問を行う場合に適用する。この附属書に規定のない事項は、JAB MS200 本文に従う。

C 2. 組織への周知

機関は、本協会がマーケットサーベイランス訪問を実施する場合には、それに同意するよう、予め組織に要求し、認知させておくものとする。

本協会が正当と認める理由がある場合を除き、マーケットサーベイランス訪問の受け入れを拒絶する組織に認定された認証文書を発行しないものとする。

組織が、マーケットサーベイランス訪問を回避するために、審査を依頼する機関を変更又は他の機関に認証を移転しようとした場合、本協会は、当該組織名称を、本協会に認定された機関及び IAF メンバー認定機関に必要な範囲で通知する場合がある。本協会に認定された機関は、当該通知を受けた場合、当該組織に認定された認証文書を発行してはならない。

C 3. マーケットサーベイランス訪問の実施

C3.1 本協会は、例えば次のような場合、マーケットサーベイランス訪問を行うことがある。

- a) 機関の認証数に急激な変化が見られた
- b) 機関の審査において、長期間にわたり不適合がほとんど又はまったく提起されていない
- c) 認定された認証の信頼性に疑義を呈するような重大な事態が発生した(例えば、製品のリコール、環境事故など)
- d) 認証された組織の顧客やその他の利害関係者からの苦情、マスコミ報道を含む第三者からの情報から、機関の認証プロセスの有効性が懸念される
- e) 規制当局の介入及び／又は否定的なフィードバックがあった

C3.2 本協会は、マーケットサーベイランス訪問を行う必要があると判断する場合、機関に事前に通知する。本協会は訪問対象となる組織と連絡をとり、必要な調整を行う。機関は適宜、これに協力するものとする。

C3.3 本協会によるマーケットサーベイランス訪問に当たって、組織は機関にオブザーバーとして同席を求めることができる。

C3.4 認定審査チームは、マーケットサーベイランス訪問の結果に関する報告書を、機関に送付する。組織が報告書の閲覧を希望する場合、機関の判断でこれを認めることができる。

C3.5 組織のマネジメントシステムに認証審査で不適合(例 JIS Q 17021-1 3.12、3.13)として指摘すべき事項が指摘されないままとなっていた場合、その内容を報告書に含める。

C3.6 マーケットサーベイランス訪問の結果、機関の認証プロセスの有効性に疑義がある、又は有効性が確認できないと判断される場合、本協会は次のいずれかの処置をとることがある。

- a) 機関に追加の情報を求める。
- b) 機関に対し不適合報告書を発行し、是正処置を求める。
- c) 機関に対する臨時審査を行う。

附属書 D—パフォーマンスデータの提供に関する要領

この附属書は、機関が、パフォーマンスデータを本協会に提供することにかかわる手順を規定する。

D 1. 機関は、毎年 1 月に、本協会の認定範囲内で発行している認証について、国別、認証規格別に、次のデータを本協会に提供するものとする。

a) 12 月末日における有効な認定された認証の数

有効な認証とは、それが効力を持つ状態か一時停止の状態かにかかわらず、認証契約の効力の下にある認証のことである。取り下げられた申請及び認証の数は、この数に含めない。有効な認証の数は、次の規則に従って報告されること。

- 顧客が 1 つのサイトを範囲とする有効な認証を有している場合、これを **1 認証**（単一サイト認証）と数えること。
- 顧客が複数のサイトを範囲とする 1 つの認証を有している場合でも、1 つの認証のみ（複数サイト認証）が発行されているので、**1 認証**と数える。しかし、複数のサイトが個別に認証されている場合、授与された各認証を（単一サイト認証として）数えること。
- 顧客がいくつかの単一サイト認証（各サイトが個別の認証を有する）を有しているか、1 つの複数サイト認証（複数のサイトを範囲とする 1 つの有効な認証）を有しているかにかかわらず、機関は合計の認証数を報告すること。
- 顧客が複数のマネジメントシステムの認証を受けている場合で、機関がそれらを範囲に含む単一の認証を発行している場合、これを認証範囲に含まれているマネジメントシステムの数と同じに数えること。すなわちマネジメントシステム規格ごとに数えること。

b) 12 月末日における審査員数

c) 受け入れた認証の移転数

このデータは前回報告以降に機関が受け入れた（IAF MD2 において定義される）認証の移転数を示す。

d) 実施が遅れている審査の数

実施が遅れた審査とは、機関の手順書において規定されている期間内に実施されなかった審査である場合もある。報告される数は、前回報告まで遡る全期間を対象とする。

e) 投入された審査工数

報告される数は、前回報告まで遡る全期間を対象とする。

付帯文書 A

**マネジメントシステム認証機関の認定の補足手順
－航空宇宙品質マネジメントシステム－**

1. 適用範囲

この付帯文書は、公益財団法人日本適合性認定協会が JAB200 及び JAB MS200 に従って行う JIS Q 9100 航空宇宙品質マネジメントシステムの認証（以下、JIS Q 9100 認証という。）に関する適合性評価サービスを提供する機関（以下、機関という。）の認定活動に適用する。4. 以降の箇条番号は、JAB200 の箇条番号と合わせており、箇条番号は必ずしも連続していないことに注意が必要である。

2. 関係文書**2.1 引用文書**

JIS Q 17021-1:2015 (ISO/IEC 17021-1:2015)	適合性評価－マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項－第 1 部：要求事項
SJAC 9104-1	航空、宇宙及び防衛分野の品質マネジメントシステム認証プログラムに対する要求事項
SJAC 9104-2A	航空宇宙 品質マネジメントシステム 登録／認証プログラムのオーバーサイトに対する要求事項
9104-1 Frequently Asked Questions (FAQ) Log	
IAQG OPMT ICOP Resolutions Log	
JAB MS101	マネジメントシステム認証機関に対する認定の補足基準－航空宇宙品質マネジメントシステム－

備考：この付帯文書の 4 以降の本文に対応する SJAC 9104-1 の条項番号、IAQG 発行の 9104-1 FAQ 番号、及び／又は OPMT ICOP Resolution 番号を【 】で囲んで表示している。

3. 用語及び定義

JIS Q 17021-1、JAB MS101、JAB200、JAB MS200 本文によるほか、次による。
なお、次は、JAB MS200 本文の関連する規定に優先する。

3.1 不適合 (Nonconformity)

JAB MS101 に関する認定審査では、SJAC 9104-2A の 3 に規定されている定義を適用する。

4. 一般

4.2 認定の申請

4.2.1 認定の申請の条件は、JAB200 4.2.1 及び JAB MS200 4.2.1 のほか、次のとおりである。

- a) JAB MS101 に基づき JIS Q 9100 認証に関する認定を希望する機関は、本協会及び／又は IAF MLA に加盟している認定機関から JIS Q 9001 品質マネジメントシステム認証（以下、JIS Q 9001 認証という。）に係る認定を受け、少なくとも 1 年以上の認証活動の実績がなければならない。【6.1】
- b) 機関は、JAB MS101 の 6.1 を満たさなければならない。また、機関は、認定申請書の提出に当たって、この要求に適合していることを示す書面を本協会に提出する。【5.3 b)】
- c) 自発的か否かに関らず、JIS Q 9100 認証に関する認定の取消し（以下、（認定の）取消しという。）をされた機関は、取消しの日から最低限 12 か月間、JIS Q 9100 認証に関する認定のための再申請はできない。
また、自発的ではなく、認定の取消しを受けた機関は、再申請を開始する前に、次を示す客観的証拠を有することを実証するしなければならない。【5.3.9、6.8】
 - 1) 修正及び是正処置のプロセスが実施されていること
 - 2) 取消しの原因となった認定の要求事項を遵守していること
- d) 機関は、JIS Q 9100 認証に関する認定の授与の決定が機関に対して行われる前に、いかなる JIS Q 9100 認証文書も発行してはならない。機関は、本協会による JIS Q 9100 認証に関する認定を受けるまでは、JIS Q 9100 認証を発行することができないことを、機関が、組織に対して書面にて伝達することを確実にしなければならない。また、機関は、認定申請書の提出に当たって、この書面を本協会に提出しなければならない。機関がこれらの要求に適合しない場合、本協会は、認定の申請プロセスを打ち切ることがある。申請プロセスを打ち切った場合、本協会は、その打ち切りの理由、及び最小限 12 か月間、認定のいかなる申請も処理することができないことを機関に対して書面で伝える。【5.3 h)、6.2】

4.2.3 本協会が、日本国以外の国又は経済圏で認証活動を行っている機関から認定の申請を受けた場合、本協会は、その機関が認証活動を行っている国又は経済圏で運営する ICOP（Industry controlled other party）によって承認された認定機関を通じた認定を求めよう、機関に対して推奨する。また、これに該当する申請を受けた場合、機関が認証活動を行っている国又は経済圏で運営している ICOP スキームで承認された認定機関に通知する。【5.3 i)】

5. 認証機関の義務

5.4 認定に必要な情報の提供

認定審査チームが、認定審査にて、所定のファイルレビュー及び／又は組織審査立会を行うため、認定審査チームは、当該審査に先立ち、認証された組織（機関の依頼者）に対して、OASIS データベースの中のティア 2 審査結果（データ）を認定審査チームが閲覧できるようにすることを要請する。この閲覧に関する要請は、機関に対して、OASIS データベースフィールドバックプロセスを通じて行う。機関は、認定審査チーム

の要請に対して、OASIS データベースの中のティア 2 審査結果（データ）の閲覧を許可するよう、当該組織と調整を行わなければならない。

6. 審査実施における共通事項

6.6 適合性評価活動への立会いの実施方法

初回の認定審査について、最低限、完全な JIS Q 9100 についての第 1 段階審査の 1 件及び第 2 段階審査の 1 件の組織審査立会を含む。【5.3.1】

また、認定審査チームは、組織審査立会対象となった認証審査の報告書の提供を機関に対して要請する。機関は、この要請に応じて、当該報告書を認定審査チームに提供しなければならない。

認定審査チームは、機関から報告書を手入れ後、当該報告書をレビューし、15 稼働日以内に、報告書レビューの結果を書面にて機関に報告する。なお、必要がある場合、遅滞なく機関との会合を実施し、別途、審査報告を行う。

6.8 報告書

認定審査チームは、事務所審査、事業所審査及び組織審査立会ごと、当該審査の終了後に認定審査報告書を発行する。

備考 1：確認会議を実施した場合には、「当該審査の終了後」を「当該審査に関する確認会議の終了後」に読み替える。

備考 2：組織審査立会については、報告書レビュー結果の機関への報告後、又は機関との会合を実施した場合、同会合後、15 稼働日以内に組織審査立会結果に関する報告書を機関に送付する。

6.13 認定審査の外部委託

現地の認定機関が IAQG (International Aerospace Quality Group) によって認知されている場合、JAB MS200 附属書 A に基づき、本協会は、現地の認定機関に、外部委託による認定審査業務の委託を行うか否かを決定する。【16.2、16.3】

外部委託による認定審査業務の委託を行う場合、本協会は、航空宇宙審査登録管理委員会（以下、JRMC という。）、現地認定機関、及び機関に対して、すべての影響を受ける関係者による調整を図るため、当該業務に関する情報を提供する。【16.3】

また、外部委託による認定審査業務の委託を行う場合、本協会は、当該業務に対する責任をもち、現地認定機関が作成した審査報告書及び関連する所見をレビューする。必要な場合、本協会は、機関とともに、本協会が当該業務を実施する場合と同様に、不適合となったすべての検出された事項を処理し、解決する。【16.4】

7. 初回審査

7.1 文書レビュー

初回審査の文書レビューで確認する内容には、次を含むが、これに限定されない。

【5.3.1】

- a) 機関の文書化されたマネジメントシステム
- b) 確立された力量の要求事項及び認定の要求事項に適合していることを示すその他の領域

7.3 第二段階審査

最低限、完全な JIS Q 9100 についての第 1 段階審査の 1 件及び第 2 段階審査の 1 件の組織審査立会を含む。**【5.3.1】**

9. 認定の維持

9.1 認定審査プログラム

本協会の認定審査プログラムには、最低限、次の審査活動を含む。**【5.3.3】**

- a) 本部の少なくとも年 1 回の事務所審査（表 1 で規定する数のファイルのレビューを含む）
- b) 少なくとも、表 1 で規定する数の毎年の組織審査立会
- c) 前 a)及び b)について、機関の力量又は認定の要求事項への適合性に関する問題が本協会によって特定された場合には、力量及び適合性に関する確信が本協会によって得られるまで、機関への訪問数を増加する。

表 1 レビューするファイル及び組織審査立会の数

機関が認証した JIS Q 9100 のサイトの数*	毎年レビューする組織の最小限のファイル数**	毎年の組織審査立会の数**
1-3	組織のファイルすべて	1
4-25	3	1
26-50	5	1
51-90	6	2
91-150	7	2
151-280	10	3
281-500	11	4
501-1200	15	5
1201-3200	18	6
3201 以上	別途に計画	別途に計画

* 認定審査計画時の OASIS データベースの情報による。

** 「毎年」とは、「特定の暦年（1月～12月）」の意図である。

認定審査プログラムでは、1つの認定周期において、次の組織審査立会を含む。**【5.3.4】**

- d) 認証周期のそれぞれの審査段階（第 1 段階、第 2 段階、サーベイランス、再認証）の最小限 1 件の立会い
- e) できる限り多くの異なる航空宇宙審査員への立会い

9.2 サーベイランス審査

次は、JAB MS200 本文の関連する規定に優先する。

認定審査チームは、審査終了後、10 稼働日以内に審査結果に関する報告書を機関に送付する。認定審査チームは、事務所審査、事業所審査及び組織審査立会ごと、当該審査の終了後に認定審査報告書を発行する。

なお、組織審査立会の審査報告について、この付帯文書の 6.6、6.8 に準じて行う。

備考：確認会議を実施した場合には、「当該審査の終了後」を「当該審査に関する確認会議の終了後」に読み替える。」

9.5 再審査

次は、JAB MS200 本文の関連する規定に優先する。

認定審査チームは、審査終了後、15 稼働日以内に審査結果に関する報告書を機関に送付する。認定審査チームは、事務所審査、事業所審査及び組織審査立会ごと、当該審査の終了後に認定審査報告書を発行する。

なお、組織審査立会の審査報告について、この付帯文書の 6.6、6.8 に準じて行う。

備考：確認会議を実施した場合には、「当該審査の終了後」を「当該審査に関する確認会議の終了後」に読み替える。」

11. 不適合の解決

次は、JAB MS200 本文の関連する規定に優先する。

認定審査において検出された不適合のすべてについて、不適合を指摘した日から暦日 90 日以内に、封じ込めされ、根本原因の分析を伴って成功裏に修正され、是正処置が実施され、認定審査チームによってレビュー、容認、検証されることを確実にするものとする。

ここで不適合を指摘した日とは、当該の各審査（例：書類審査、事務所審査、組織審査立会）において、認定審査チームが SJAC 9104-2A に基づき、不適合報告書兼是正処置要求書・回答書を機関に提示した日をいう。

なお、機関が、本協会との調整を経て、IAQG 9104-1 IDR 及び／又は SDR に対して、OASIS フィードバックプロセスを用いて、SJAC 9104-1 の明確化を要請した場合、OASIS を通した回答要請の提出から回答受領までの暦日は、暦日 90 日の期間に含めない。ただし、同じ事項に関する繰り返しの明確化については、暦日 90 日の期間に含める。

もし、暦日 90 日以内に上記の処置が完了しない場合、初回の認定審査においては、機関に対する書面による理由の伝達を含め、その後のプロセスを打ち切るためのプロセスを開始する。また、初回とは別の認定審査（サーベイランス、再審査など）においては、認定を一時停止するプロセスを開始する。【5.3.8、FAQ No.24】

1 4. 機密保持

本協会は、JRMC の認知を受けるため、機関の JIS Q 9100 認証に関する認定の決定を JRMC に通知する。【5.3 d)】

本協会は、JAB MS101 に従って運営している機関に対して授与した認定に関する情報を OASIS (Online Aerospace Supplier Information System) データベースに英語にて登録する。OASIS に登録する情報には、次を含む。【5.3 g)】

- a) 機関の JIS Q 9100 認証活動を行うための全般的な責任をもつ単一の事務所(登録事務所)
- b) 機関の連絡先の情報
- c) 認定の対象となる航空宇宙品質マネジメントシステム規格

また、航空宇宙審査員の力量の問題が特定され、JRMC、本協会及び／又は機関が適切であると判断した場合、本協会による組織審査立会結果及び関連するデータを、該当する審査員の資格証明に責任がある審査員資格証明機関と共有する。【5.3.5、9 c)】

1 6. 認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小

次は、JAB MS200 本文の関連する規定に優先する。

a) 認定の一時停止又は取消しに該当する事項

認定の一時停止又は取消しに該当する事項は次による。

なお、括弧内に、一時停止又は取消しのいずれに該当するかを示す。

- 1) JIS Q 9001 認証に関する認定が一時停止又は取り消された場合（一時停止又は取消し）【5.3.7 a)、6.3】
- 2) 機関によるマーク又はロゴの誤使用の場合（誤使用の内容に応じ、一時停止又は取消し）【8.6 i)】
- 3) 認定審査にて検出された不適合について、不適合が検出された日から暦日 90 日以内に処置完了されない場合（この付帯文書、11 項参照）（一時停止）【5.3.8】
- 4) 要求された毎年の機関に対する審査が行われない場合（一時停止）【5.3.7 c)】
- 5) 機関が SJAC 9101 に定義されている不適合の定義を正しく適用していない場合（一時停止）【5.3.7 c)】
- 6) 機関が受けた不適合の原因を取り除くための検証可能な修正及び是正処置を実施していない場合（一時停止）【5.3.7 c)】
- 7) 機関が SJAC 9104-1 の 5.3.7 e) に定めた要求事項に適合しない場合（取消し）【5.3.7 e)】

備考：上記の事象に該当した場合、即時に、認定の一時停止又は取消しのプロセスに着手する。

b) JRMC による認定の一時停止の勧告及び処置

JRMC は、本協会に対して、機関の認定の一時停止を勧告することができる。この勧告、その根拠となる証拠を受けた場合、本協会は、認定委員会にて、内容のレビ

ュー、提供された証拠に対してとるべき処置を決定する。また、本協会は、本協会がとった処置及びそれに関連する決定事項を、機関及び JRMC に対して伝達する。このプロセスは、上記の勧告を受けた日から暦日 60 日以内に完了するものとする。

【5.3.7 d)】

c) 認定の一時停止又は取消しに伴う本協会の処置

認定の一時停止又は取消しの決定をした場合の本協会による処置は次による。

- 1) 認定の一時停止又は取消しに伴い、その事実を JRMC に 5 稼動日以内に通知し、10 稼動日以内に OASIS データベースをアップデートするように処置をとる。また、認定の取消しについては、その処置の理由とともに、IAQG に承認されている、他のすべての認定機関に伝達する。**【5.3.7 b)】**
- 2) 認定の一時停止が 3 か月の期間を超えた場合には、本協会は、JRMC にレビューを求める連絡をする。認定の一時停止は、一時停止の決定日から 6 か月を超えないものとする。6 か月以内に、認定の一時停止になった理由が解決されない場合には、本協会は、認定委員会において、認定の取消しに関する審議を行い、その処置の決定をする。**【5.3.7 f)】**

d) 認定の一時停止に伴う機関の処置

機関が、認定の一時停止を受けた場合、機関は、次の事項を確実にしなければならない。**【5.3.7 e)】**

- 1) 既存の及び申請中の組織のすべてに、一時停止の状態になったことと組織に影響を及ぼし得るいかなる結果も、機関が一時停止を受けた日から暦日 15 日以内に、通知する。
- 2) 要求されているサーベイランス及び再認証審査を継続して実施する。
- 3) 初回認証のための第 1 段階審査は実施しない。
- 4) 認証範囲の拡大は実施しない。
- 5) JIS Q 9100 認証の他の機関からの移転は受け入れない。
- 6) 認証の信頼性を確実にするために、一時停止期間中、いかなる組織への（新規又は再認証の）認証の発行に関する条件及び管理方法を定め、本協会から文書化した合意を得る。
- 7) 本協会及び／又は JRMC の要請に応じ、一時停止期間中に発行した（新規又は再認証の）認証すべての文書化されたリストを、本協会及び／又は JRMC に提供する。
- 8) 該当する場合、一時停止により、本協会が他に課す条件を忠実に守る。

e) 認定の取消しに伴う認証の扱い

認定の取消しに伴い、機関によって発行された JIS Q 9100 認証文書について、当該認証が IAF MD2 ほかの認定の要求事項に従って移転ができることを条件に、認定の取消しの日から最大 6 か月間、又は当該認証文書の有効期限のいずれか早い時点までに、他の機関へ認証の移転ができる。**【5.3.7 g)】**

17. JRMCによる本協会に対する一時停止及び取消し

JRMCは、本協会に対する承認を一時停止及び取消す権限をもつ。本協会が一時停止及び取消しを受けた場合の JIS Q 9100 認証などの扱いは、本項による。【15.3 a)】

a) 本協会が JRMC による一時停止を受けた場合にあっても、機関は、認証活動及び JIS Q 9100 認証について、その影響を即時には受けない。【15.3 b)、15.3 c)】

b) 本協会が、JRMC による取消しを受けた場合、機関は、他の IAQG セクターのセクター管理委員会から承認された認定機関に認定を申請することができる。取消しから 6 か月の期間に、当該認定機関による認定が授与されない場合には、JRMC による機関に対する認知が取り消される。

なお、機関に対する JRMC の認知が取り消された場合、影響を受け得る JIS Q 9100 認証を移転することができる。【15.3 b)、15.3 c)】

18. その他

機関はサーベイランス及び再認証について特殊な状況に関して特定の要求を検討しようとする場合、本協会、及び JRMC を通じて IAQG OPMT に申し入れることができる。この場合、機関は、IAQG OPMT ICOP Resolution No.98 に基づき、同規定に定める計画を本協会に提供しなければならない。【Resolution No.98】

付帯文書 B

マネジメントシステム認証機関に対する認定の補足手順 －食品安全システム認証 22000 及び JFS-C 認証－

1. 適用範囲

この手順は、公益財団法人日本適合性認定協会が JAB200 及び JAB MS200 に従って行う次の認証に関する適合性評価サービスを提供する機関（以下、機関という。）の認定活動に適用する。4. 以降の箇条番号は、JAB200 の箇条番号と合わせており、箇条番号は必ずしも連続していないことに注意が必要である。

- ・「FSSC 22000 財団」が提供する食品安全マネジメントシステムスキーム－食品安全システム認証 22000(以下、FSSC 22000 という。)－
- ・「一般財団法人食品安全マネジメント協会(以下、JFSM という。)」が提供する食品安全マネジメントシステムスキーム－JFS-C 認証スキーム(以下、JFS-C という。)－

4. 一般

4.2 認定の申請

4.2.1 認定の申請の条件は、JAB200 4.2.1 及び JAB MS200 4.2.1 のほか、次のとおりである。

- a) 本協会から、申請する FSSC 22000 のカテゴリ又はサブカテゴリ、又は、JFS-C のセクター又はサブセクターについて既に食品安全マネジメントシステム(以下、FSMS という。)の認定を受けていること。認定を受けていない場合は、FSMS の認定の申請を同時に行うこと。
- b) FSSC 22000 の場合、申請するカテゴリ又はサブカテゴリが FSSC 財団との契約（仮契約）に規定されていること。
- c) JAB MS200 本文の 3.1 を満たすこと。
- d) 付表 1 に示す該当する申請条件を満たすこと。

4.2.3 申請の受理の情報は、FSSC 22000 財団又は JFSM に通知する。

4.2.4 FSSC 22000 財団によって機関との仮契約の終了が決定された場合又は JFSM によって機関との契約の終了が決定された場合、当該申請は失効する。

6. 審査実施における共通事項

本協会は審査に先立ち、機関に対する苦情及び関連の情報を FSSC 22000 財団又は JFSM から入手し、審査計画策定の参考情報とし、必要に応じて審査の中で確認を行う。

6.6 適合性評価活動への立会いの実施方法

立会い対象の FSSC 22000 のカテゴリ又はサブカテゴリ、又は、JFS-C のセクター又はサブセクター、及び立会い件数は付表 2 による。

6.14 審査の中断又は中止

FSSC 22000 財団によって機関との仮契約の終了が決定された場合又は JFSM によって機関との契約の終了が決定された場合、本協会は、その決定に応じて認定審査を打ち切る。

7. 初回審査

7.4 初回認定の決定

7.4.2 FSSC 22000 の場合、認定の授与後、機関は速やかに FSSC 22000 財団と契約を交わし、その契約書の写しを本協会に提出しなければならない。

10. 認定の拡大

FSSC 22000 又は JFS-C に対する認定を受けた機関が、認定範囲の拡大(FSSC 22000 のカテゴリ又はサブカテゴリ、又は、JFS-C のセクター又はサブセクターの拡大)を申請する場合、の申請条件および組織審査立会数は、付表 1、付表 2 による。

本協会から既に FSSC 22000 及び JFS-C に対する認定を受けた機関が JFS-C のセクター又はサブセクターの拡大を申請する場合、FSSC 22000 の認定範囲に応じて事務所審査及び／又は組織審査立会を省略することがある。

本協会から既に同等のカテゴリにおいて FSSC 22000 の認定を受けている認証機関の JFS-C 拡大審査(マネジメントシステムの拡大)では、書類審査の結果によって、事務所審査を省略することがある。

14. 機密保持

JFS-C 固有の次の情報は、JFSM に開示する。

- a) 認定の状況を脅かす可能性のある苦情
- b) 機関によって発行された認証文書の有効性に影響を及ぼす可能性のある不適合
- c) 認証機関に対して実施した認定審査に関する情報
- d) JFS-C スキームの問題に関するその他の情報

16. 認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小

機関の認定のステータスが変更となる場合（認定の授与、拡大、範囲の縮小、復帰、一時停止又は取下げ）、本協会は FSSC 22000 財団又は JFSM に対してその事実を報告する。

付帯文書 B 付表 1 組織審査予定に係る初回及び拡大の申請条件

1. 初回及び MS 認証の種類を拡大する場合の申請条件

(1)FSSC 22000

申請条件	
1	1 件以上の認証実績 ^(*1)
2	申請カテゴリごとに、それぞれ 1 件以上の審査予定 ^(*2)
3	上記 1 の中、1 件以上の第一段階を含む審査予定 ^(*2)
3	サブカテゴリ C I ,C II 及び C III のいずれかで 1 件以上、並びに C IV で 1 件以上の審査予定 ^(*2)

(2)JFS-C

申請条件	
1	1 件以上の審査予定 ^(*2)
2	セクター E の場合、サブセクター E I ,E II 及び E III のいずれかで 1 件以上、並びに E IV で 1 件以上の審査予定 ^(*1)

2. 既認定の FSSC 22000 のカテゴリ、又は、JFS-C のセクター又はサブセクターを拡大する場合の申請条件

(1)FSSC 22000

申請カテゴリごとに、それぞれ 1 件以上の審査予定^(*1)

(2)JFS-C

申請セクター又はサブセクター全体の中で 1 件以上の審査予定^(*1)

備考

*1：認証実績とは、認証文書を希望する認証対象組織の認証実績であって、認定基準に適合する契約内容の確認を含む一連の認証プロセスが終了しているか、又は実証できる認証実績をいう。

*2：原則として、組織審査の初回又は再認証とする。ただし、本協会から既に同等のカテゴリ又はサブカテゴリにおいて FSMS の認定を受けている場合は、FSMS 認証に対する FSSC 22000 認証の拡大審査、又は、FSMS 認証又は FSSC 22000 認証に対する JFS-C の拡大審査でもよい。

付帯文書 B 付表 2 初回及び拡大審査における組織審査立会数

1. 初回及び MS の種類を拡大する場合の審査における立会い数

(1)FSSC 22000

立 会 い 数	
1	申請カテゴリごとに、それぞれ 1 件以上
2	上記 1 の中、1 件以上の第一段階を含む審査への立会い
3	サブカテゴリ C I ,C II 及び C III のいずれかで立会い件数は 1 件以上、並びに C IV で立会い件数は 1 件以上

(2)JFS-C

立 会 い 数	
1	立会い件数は、1 件以上
2	セクター E の場合、サブセクター E I ,E II 及び E III のいずれかで立会い件数は 1 件以上、並びに E IV で立会い件数は 1 件以上

2. 既認定の FSSC 22000 に係るカテゴリ、又は、JFS-C のセクター又はサブセクターを拡大する場合の立会い数

(1)FSSC 22000

申請カテゴリごとに、それぞれ 1 件以上

(2)JFS-C

申請セクター又はサブセクター全体の中で 1 件以上

改 定 履 歴 (公開文書用)

版 番号	改 定 内 容 概 略	発 行 日	文 書 責 任 者	承 認 者
1	新規発行	2007-3-13	QMS PM	MS技術委員会
	(中略)			
33	<ul style="list-style-type: none"> ・ JAB 200 制定に伴う全面改定 ・ IAF MD3:2008 廃止に伴う附属書の削除 ・ IAF MD4:2008 廃止に伴う附属書の削除 	2020-04-21	MSマネジャ ー	技術部長

公益財団法人 日本適合性認定協会

〒108-00142 東京都港区芝 4 丁目 2-3
NMF 芝ビル 2F

Tel.03-6823-5746 Fax.03-5439-9586

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。